

低所得世帯生活支援給付金

(追加給付)

四万十町では、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯）を対象として令和5年8月～12月にかけて、1世帯当たり3万円を支給しました。

この度、国からの支援枠が拡充されたことに伴い、引き続き物価高騰による影響が大きい低所得世帯を対象に、追加支給を行います。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

【当給付金の考え方】



非課税世帯



均等割のみ課税世帯

前回給付分と
合わせて
合計
10万円
を支給



報道等では、「住民税均等割のみ課税世帯に対しては、非課税世帯と同水準の1世帯当たり10万円を支給」とされていますが、四万十町では前回支給時に先行して均等割のみ課税世帯に対しても3万円を支給しています。そのため、今回は住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対して一律7万円を支給します。

対象世帯

支給開始予定

令和5年12月1日時点で四万十町に住民登録があり、
世帯全員の令和5年度分の住民税が

非課税である世帯 または **均等割のみ課税されている世帯**
(=住民税課税額が5,500円以下の世帯員のみで構成されている世帯)

※住民税が課されている別世帯から扶養されている場合も支給対象となります。

支給開始予定

令和6年2月28日から順次

お問い合わせ先

四万十町公式HP



四万十町役場 税務課

四万十町琴平町16-17

電話番号 : 0880-22-3116

受付時間：平日8:30～17:15

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！

自宅や職場などに国や県、四万十町の職員をかたる不審な電話や郵便があつた場合は最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



手続き方法

支給対象世帯及び支給見込みとなる世帯等には、次の①～③のいずれかの文書を送付します。

①支給のお知らせ ②支給に関する確認書 ③申請書

「①支給のお知らせ」が届いた世帯

➡ 支給対象世帯です。

①の記載内容に変更がない場合、手続きは不要です。

- 四十万町が行った「令和5年度低所得世帯生活支援給付金（3万円）」の支給状況により、今回の給付金の対象世帯であることが判定でき、世帯主の口座名義が確認できた世帯に「支給のお知らせ」を順次発送します。
- 振込口座の変更がある場合や受給を辞退される場合は、税務課までご連絡ください。

「②支給に関する確認書」または「③申請書」が届いた世帯

➡ ②または③の記載内容に沿って手続きが必要です。

- 必要事項を記入（必要に応じて確認書類を添付）し、同封の返信用封筒で返送してください。
 - 「③申請書」が届いた場合、課税状況によって支給対象外となる可能性があります。
- ※支給対象世帯への振込みは、最低でも2～3週間かかります。

<当給付金に関連するその他の給付金等についてのお知らせ>

以下の給付金等につきましては、現時点で詳細が未定であるため、お問い合わせ頂いてもお答えすることができません。ご承知おきください。
(詳細が決まりましたら、広報紙やホームページ等でお知らせします)

- 低所得者の子育て世帯を対象とした給付金（こども加算）
- 新たに令和6年度分の住民税が非課税の世帯及び均等割のみ課税となった世帯に対する給付金
- 定額減税に伴う調整給付